

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	アイヌの伝統的生活空間の再生事業 自然素材育成業務
発 注 課	市民文化局市民生活部アイヌ施策課
選 定 事 業 者	札幌アイヌ協会（会長：阿部 一司）
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、アイヌの伝統的文化活動を行う際に必要となる自然素材の育成、植栽物の維持管理を行うものである。 業務の実施に当たっては、札幌市におけるアイヌ民族の状況を理解していることに加え、伝統的な自然素材の育成に関する専門的な知識・技術・経験等が必要となるほか、植栽、除草及び収穫に際して多くの人員が必要となることから、人員を適時に確保することができる組織体制を備えている必要がある。 これらの条件を満たし、適切に業務を履行できるのは、札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、令和4年度においても同種業務を受託し、良好な履行実績がある。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和5年4月18日